

公益社団法人静岡県病院協会定款施行細則

平成 24 年 4 月 1 日施行

(趣 旨)

第 1 条 この施行細則は、公益社団法人静岡県病院協会定款（以下「定款」という。）第 6 条、第 8 条、第 22 条第 2 項、第 37 条及び第 47 条の規定に基づき、定款の施行に関し必要な事項を定める。

(入会申込み)

第 2 条 定款第 6 条に定める入会の申込みは、正会員入会申込書（様式 1）、賛助会員入会申込書（様式 2）により申し込むものとする。

(任意退会届)

第 3 条 定款第 8 条に定める退会は、正会員退会届（様式 3）、賛助会員退会届（様式 4）により届け出るものとする。

(会員総会における議決権の行使)

第 4 条 定款第 16 条に定める会員総会における議決権は、正会員である病院を管理する院長（ただし、医療法人等の開設する病院が一つの場合には、医師である当該医療法人等の代表者に代えることができる。）が、会員総会において病院を代表して行使する。

2 前項の病院を代表して行使する議決権は、代表者が指名する当該病院職員を代理者として行使することができる。

(理事の数)

第 5 条 病院外理事（病院以外から選任される理事をいう。以下同じ。）の数は、病院内理事（病院から選任される理事をいう。以下同じ。）の数を上回ることができない。

(理事及び監事の被推薦者の決定)

第 6 条 支部推薦理事（支部長又は副支部長として支部から推薦された理事をいう。以下同じ。）以外の病院内理事及び病院外理事並びに監事は、役員推薦委員会が被推薦者を決定し、理事会に推薦する。

2 前項のほか、理事又は監事に就任しようとする者は、会員 5 名以上の推薦人連名のうえ、役員を選出する総会の開催日の 2 月前までに被推薦者届を会長に提出することができる。この場合においては、会長は、提出された被推薦者届を役員推薦委員会に付議するものとする。役員推薦委員会は、付議された被推薦者について、理事会に推薦する。

3 理事会は、支部推薦理事及び役員推薦委員会が推薦する者について、総会に付議する。

(役員推薦委員会)

第 7 条 役員推薦委員会の委員は、必要が生じた都度、理事会の承認を得て、各支部から 2 名ずつ選出し、会長が委嘱する。

(役員職務及び権限)

第8条 副会長は、会長を補佐して会務を掌理し、あらかじめ理事会の決議を経て定めた順序により、会長が欠けたときはその職務（業務執行に係る部分に限る。）を行い、会長に事故があるときはその職務を代理する。専務理事は、理事会において別に定める業務規程及び経理規程により、職務を分担執行する。

（部会）

第9条 定款第37条の定めにより会務を分担して執行するため、この法人に部会を設置し、理事及び参与が部会の業務を分担する。

- 2 部会は、理事会から諮問された事項に関して、意見を述べるため調査、研究等を行う。
- 3 部会への部会員の配置は、各支部長の推薦に基づき会長が行う。
- 4 部会に、部会長及び副部会長各2名を置き、会長が指名する。
- 5 部会長は、それぞれ各部会を代表し、会務を統括する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（部会の分担業務）

第10条 部会の名称及び分担業務は、次の各号に掲げるところによる。

- （1）経営管理・勤務環境改善部会 病院経営の改善を通じた医療の質の向上や医療情報の適正管理のための調査研究及び医療従事者の教育研修並びに医療勤務環境改善の推進
- （2）医療機能再編支援部会 医療機能分化・連携に関する先進事例等の調査研究及び病院管理者の理解を深めるための情報提供
- （3）災害医療部会 大規模災害時等における災害医療の向上のための調査研究及び医療従事者の教育研修並びに各法律に基づく指定地方公共機関として実施すべき事項
- （4）社会保険部会 病院の医療保険業務の向上のための調査研究及び医療従事者の教育研修
- （5）広報啓発部会 県民の医療に関する知識の普及啓発に関すること及び病院医療の向上のための調査研究
- （6）学術・教育研修部会 医療従事者の資質の向上及び臨床・専門研修のための調査研究
- （7）医療安全・感染防止対策部会 病院における医療安全推進に関すること並びに感染対策のための調査研究及び医療従事者の教育研修
- （8）地域病院部会 地域医療における中小病院の役割並びに中小病院経営の改善を通じた医療の質の向上のための調査研究及び医療従事者の教育研修

（会議への出席）

第11条 理事又は監事は、総会に出席して役員としての意見を述べることができる。ただし、これはその者に議決権を付与することを意味するものではない。

（任意の会議）

第12条 この法人に、事務（部、局）長会、看護部長会等職域別の会議を置くことができる。

(定めのない事項)

第13条 この施行細則に定めのない事項については、理事会で別に定める。

附 則

この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則 (平成27年12月10日一部改正)

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年12月7日一部改正)

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月23日一部改正)

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

※ 様式添付略